

事業所母集団データベース研究会（第12回）議事概要

1 日 時： 平成28年9月28日(水) 14:00 ~ 15:30

2 場 所： 総務省統計局 6階特別会議室

3 議 題： (1) 検討の進め方

- (2) 統計法施行状況報告審議に関する報告
- (3) 法人番号を活用した更なる母集団情報の精度向上に向けた取組
- (4) 従来の統計調査員の調査では捕捉しにくい企業の捕捉方法に関する取組
- (5) その他

4 出席者： (構成員) 清水座長、廣松委員、森委員、菅委員

(統計局) 統計調査部長、統計情報システム課課長、調査企画課長、経済統計課長、経済基本構造統計課長、経済基本構造統計課企画官、経済基本構造統計課調査官
(政策統括官(統計基準担当)付) 統計審査官
(統計センター) 共同利用システム課長

5 議事概要

前回の研究会において賛意を得た「経済センサス - 基礎調査の抜本的見直し」に関する統計委員会での審議（統計法施行状況報告審議（平成28年7月26日））の状況を報告するとともに、統計委員会委員からの意見に対する今後の具体的な対応案について検討を行った。

議題ごとの概要については以下のとおり。

(1) 検討の進め方

- ・ 統計委員会からの意見に対応する取組（法人番号を活用した更なる母集団情報の精度向上に向けた取組）についても資料1のスケジュール案に示したほうがよいのではないか。

(2) 統計法施行状況報告審議に関する報告

- ・ 経済センサス - 基礎調査の抜本的見直しの方針について、統計委員会のお墨付きを得られたことを踏まえ、今後は、各府省からの協力を得られるよう努めることが必要。
- ・ インターネット活動中心の企業を捕捉する方法を検討すべきという意見については、具体的にそのような企業をどう定義して、どのように捉えるべきかという難しい議論に繋がることになる。インターネット活動「中心」とは、企業活動においてインターネットの活用度合いが強いものをしており、そして、その活動自体が付加価値を生んでいるため、社会的関心はもとより、統計上の捕捉についても強い関心が寄せられているものと考える。インターネットを活用した企業活動がこれまでの産業分類で定義することが難しいのであれば、事業所母集団情報整備の枠を越えた話となるかもしれないが、新たな分類の定義も含めて検討する必要がある。

- ・ インターネット活動中心の企業の捕捉については、大変抽象的で難しい課題である。無店舗販売も含めて、現在の店舗販売というものについて広い範囲で捉えていく必要があるため、商業統計調査などを実施している経済産業省との協力（名簿提供など）が必要である。

(3) 法人番号を活用した更なる母集団情報の精度向上に向けた取組

- ・ 事業所母集団情報と法人番号の完全なマッチングは非常に難しいものである。マッチングはできる範囲で行いつつ、法人番号の収録方法を広く検討しなければならない。
- ・ いくつかの主要な統計調査で法人番号を早期に捕捉することで、比較的早い段階で法人番号が母集団データベースに収録できる可能性がある。各府省に要請してはどうか。
 - ⇒ 関係府省を構成員とするワーキンググループにおいて、事業所母集団データベースに登録が義務付けられている主要な統計調査については、府省横断的に法人番号を調査項目とする方向で検討を進めている。この検討が進めば、データベース側でマッチングした情報と統計調査側で把握した情報が一致した場合、それを真の法人番号としてデータベース側から提供できるようになる。それによって、例えば、統計調査実施時におけるプレプリント情報に活用し、報告者負担が軽減されるなどのメリットがあるため、推進していきたいと考えている。
- ・ この取組を機に統計単位としての企業の取扱いと、法人番号という法的単位としての企業の取扱いが整合的かどうか検討していただきたい。

(4) 従来の統計調査員の調査では捕捉しにくい企業の捕捉方法に関する取組

- ・ トリガー情報としての名簿については、例えば、インターネット上のショッピングモールの出店リストがある。ここでは、実地で捉えることが難しいと考えられる比較的小規模な事業者も含まれていると思われ、入手の可否も含めて検討してはどうか。
- ・ S O H O (Small Office/Home Office) を完全に捉えることは、困難であると考える。
- ・ ある時点であれば捉えることは可能であると考えるが、継続的に調査することは困難であると考える。また、事業者が一区画を占めて継続的に事業活動を行っているかということを判断することも非常に難しいと考える。
- ・ 事業所の定義に合致しないものについても、その確認結果をデータベースに収録することは非常に重要と考えている。何が問題でどの点が現在の定義に合わないのかという実状が判明することは、今後、政府統計全体で事業所の定義等の見直しを行うことになった場合にも有益な情報になると考える。
- ・ 統計調査の現場で調査員が実際に確認できることは、事業所が存在しているかどうかと事業活動を行っているかどうかの2点であり、事業所の定義に合致しているかどうかという観点での確認は困難である。新設事業所に配布する調査票に必要な確認事項を入れるなど、ローリング調査において調査員が事業所の定義をどのような方法で確認するかが今後の検討課題であると考える。

(5) その他（我が国の「企業グループ」の状況について）

- ・ あくまで職員個人の分析ではあるが、企業グループに属する企業数は会社企業全体の5%未満である一方、それらの売上高は全体の70%以上を占めるという分析結果となった。プロファイリング活動については、4,000企業グループ程度を対象とすることを検討しているが、売上高で

いえば、かなりウエイトが大きいところを対象としていることが数字でも裏付けられた。

以上